

マジごはん計画ロゴマーク利用許諾要領

23 消安第2851号
平成23年9月2日制定
24 消安第6452号
平成25年4月22日改訂
27 食産第2521号
平成27年10月1日改訂
28 食産第1030号
平成28年5月31日改訂
元消安第1096号
令和元年7月25日改訂
3 消安第1834号
令和3年6月29日改訂

(趣旨)

第1 マジごはん計画は、若者を中心とした消費者に対して、バランスの良い食事を心がけているか、自然の恩恵や生産者の努力を想って食べているか等、食について考える機会を提供し、食生活の改善を促すとともに、農林漁業者、食品関連業界に対して、消費者の食生活改善に資する取組を促す食育プロジェクトであり、国民自らが食を見つめ直すきっかけづくりと、我が国の農林漁業者、食品関連業界の活性化を目的としています。

この要領は、マジごはん計画の趣旨に賛同する者が、マジごはん計画ロゴマーク(商標登録第5487259号。以下「マーク」という。)を使用するに際して、必要な事項を定めます。

(マークの目的)

第2 マークは、マジごはん計画の趣旨に賛同し、趣旨に沿った食育活動を積極的に推進するということを表明するためのものです。個別の商品やサービスの品質を保証するものではありません。

(図柄等)

第3

- (1) マークのデザインは、別図の通りとします。
- (2) 農林水産省の名称をマークとともに表示することは、マークの趣旨説明において記載する場合を除き、原則としてできません。ただし、農林水産省がマークの利用に係る取組の主催者となる場合には、この限りではありません。

(利用許諾の申請及び許諾)

第4

- (1) マークの利用許諾を受けようとする方（以下「申請者」という。）は、様式 1 により、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（以下「消費者行政・食育課」という。）宛てに申請してください。
- (2) 消費者行政・食育課は、申請内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請についてのみマークの使用を許可し、様式 2 のマジごはん計画ロゴマーク利用許諾証を申請者に発行します。
- (3) マークの利用に当たって、必要に応じ条件をつけさせていただくことがあります。マーク利用の許諾を受けた者が、本要領に違反した場合には、消費者行政・食育課は利用許諾の取消等の措置を取らせていただくことがあります。
- (4) 政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からの申請は受け付けません。

（マークの表示条件）

第 5

- (1) マークは、マジごはん計画の趣旨に賛同する各団体や各企業等の取組が、(2)に掲げる国民の食生活上の課題の解決につながり、その結果、食生活の改善に資する場合に表示できます。
- (2) ①野菜（ビタミンや食物繊維）の不足の改善、②カロリーの過剰摂取の改善、③塩分の過剰摂取の改善、④脂質の過剰摂取の改善、⑤その他食生活の改善、のいずれか一つ以上に取り組むことが必要です。
- (3) なお、マークの利用に当たっては、以下の機会の提供に資する食育活動を行うことが望まれます。
 - ①食事を二人以上で食べる「共食」の機会
 - ②食べ方について気をつける機会
 - ③食育の推進に関わるボランティアへの参加機会
 - ④農林漁業体験の機会
 - ⑤食品の安全性に関する基礎的な知識を学ぶ機会
- (4) マークは、個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの、または保証すると誤認させるものとして利用することはできません。
- (5) マークの利用方法の例は、別添のとおりです。

（マークの利用料）

第 6 マークの利用は無料です。

（利用者の義務）

第 7

- (1) 利用者は、マークの利用が終了した場合、マークの利用状況等について、様式 3 に記入して消費者行政・食育課宛て報告してください。（継続的にマークを利用する場合においては、利用開始から 1 年を経過しないまでの期間に、様式 3 に記入して消費者行政・食育課宛て報告してください。）

- (2) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めてください。
- (3) 利用者が、マークを使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負っていただきます。なお、マークの使用に関するクレーム等に対し、農林水産省は一切その責任を負いません。
- (4) 利用者が、本計画の趣旨に反するような行為や法令や公序良俗に反する行為を行ったと農林水産省が認めた場合は、企業名・団体名の公表、訴訟等の措置を講じることとします。

(マークの利用期限)

第8 利用期限は設けません。

ただし、消費者行政・食育課は、マジごはん計画が終了した場合その他特に必要と認める場合には、利用者に対し、期限を定めて、マークの利用を終了する旨、指示させていただきますので、当該指示に従ってください。

(附則)

この要領は、平成23年9月2日から施行する。

(附則) (24 消安第 6452 号)

この要領は、平成25年4月22日から施行する。

(附則)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により許諾された申請については、なお従前の例による。

(附則)

この要領は、平成28年5月31日から施行する。

(附則)

- 1 この要領は、令和元年7月25日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により許諾された申請については、なお従前の例による。
- 3 なお、令和元年7月1日から施行までの間に申請のあった場合は、消費・安全局消費者行政・食育課長に申請されたものとみなす。

(附則)

この要領は、令和3年6月29日から施行する。

(問い合わせ先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

TEL:03-3502-5723 E-mail:shokuiku@maff.go.jp

(様式 1)

マジごはん計画ロゴマーク利用許諾申込書

令和 年 月 日

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

申請者（所在地）〒
（名 称）
（代表者）

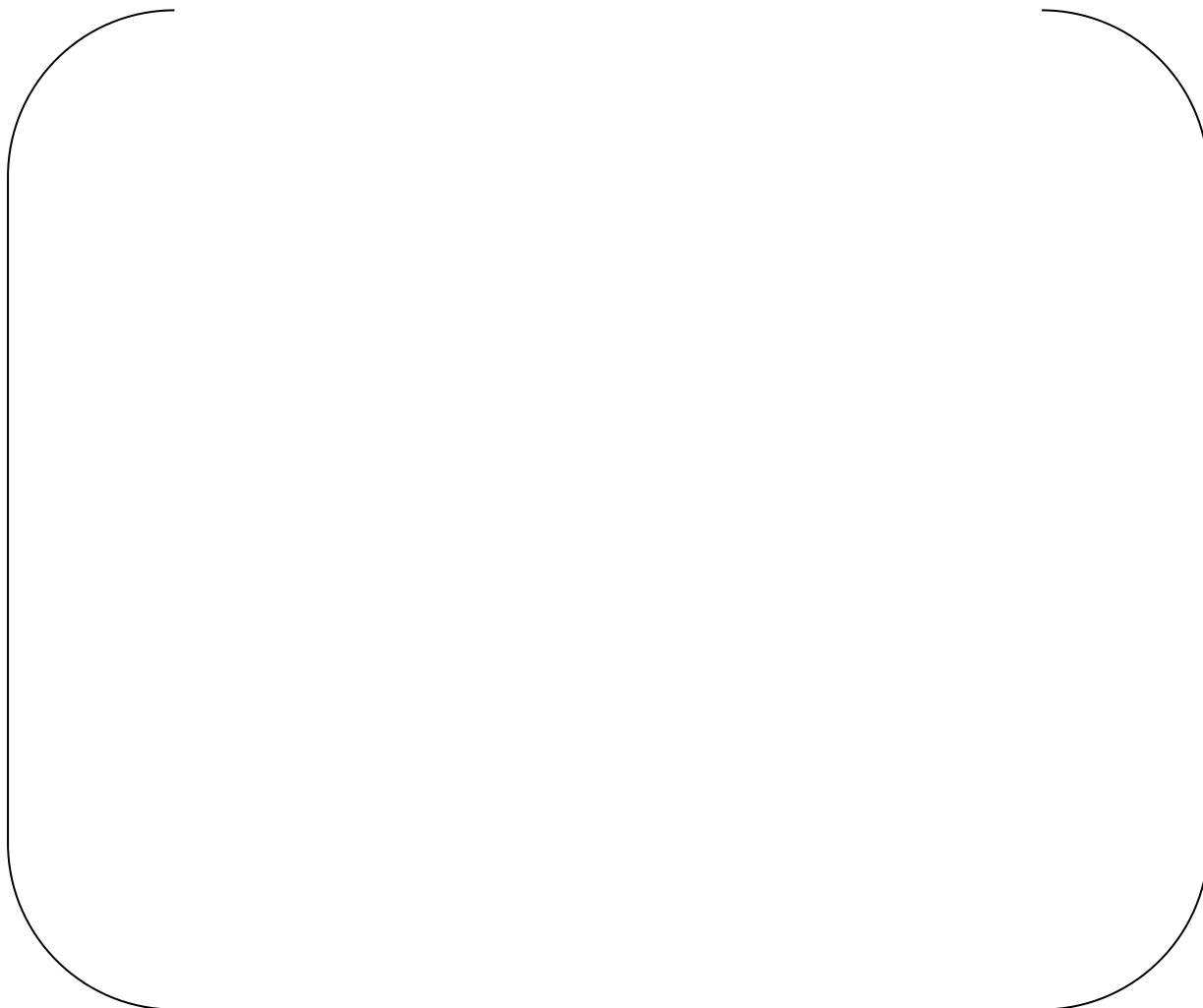
マジごはん計画ロゴマークの利用に当たり、マジごはん計画ロゴマーク利用許諾要領に基づき、下記の通り利用許諾を申請します。

記

1. マークを使用する取組

()

2. 当該取組の概要



3. 消費者への訴求ポイント（要領中の条件に資するものであることが明確にわかるよう記入してください）

()

4. マーク等の使用方法

（１）マーク使用媒体：ＨＰ・チラシ・その他（ ）

（２）印刷アイテム予定数：（ ）種類

（３）総印刷予定数：（ ）個（枚）

（４）マークの大きさ：縦（ ）mm × 横（ ）mm

※マークの使用イメージが分かる資料を添付してください。

5. 使用地域又は店舗名等

（地域名又は店舗名等： ）

6. 貴社業態

（ ）

7. 農林水産省が利用許諾状況をホームページで公表する場合、貴社名等の公表の希望の有無（該当箇所にチェックする）

☐あり ☐なし

8. ご意見、ご要望等

()

9. 問い合わせ先

（１）部署名：

（２）ご担当者名：

（３）TEL：

（４）E-mail：

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は、別紙とし添付する。
2. 名刺にマークの印刷を行う場合は、当該団体の構成員１名が代表して申請を行うものとする。

(様式2)

マジごはん計画ロゴマーク利用許諾証

令和 年 月 日

(申請者) 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長

令和 年 月 日付けのマジごはん計画ロゴマーク利用許諾申請について、本通知により許諾する。

(様式3)

マジごはん計画ロゴマーク利用状況報告書

令和 年 月 日

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

申請者(所在地) 〒
(名 称)
(代表者)

マジごはん計画ロゴマークの利用状況について、下記の通り報告します。

記

1. マークを使用する取組

()

2. 当該取組におけるマークの利用状況(利用回数、利用期間、利用形態等)

3. マーク利用の効果(消費者からの反響等)

4. 使用地域又は店舗名等

(地域名又は店舗名等：)

5. 農林水産省が利用状況をホームページで公表する場合、貴社名等の公表の希望の有無
(該当箇所にチェックする)

☐あり ☐なし

6. マジごはん計画への要望や改善点 (お気づきの点を記入ください)

7. 問い合わせ先

- (1) 部署名：
- (2) ご担当者名：
- (3) TEL：
- (4) E-mail：

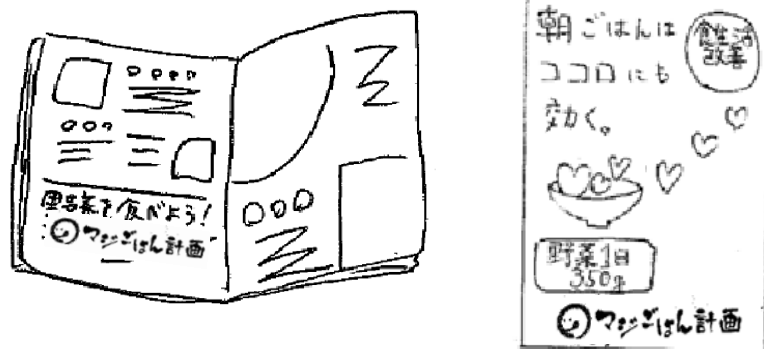
※記入上の留意事項

上記様式に記入が困難な場合は、別紙とし添付する。

マークの利用方法

1. 個別商品の販売に直接関連しない場合

マジごはん計画の趣旨に沿った食育活動に関するポスター、資材、雑誌、WEB等に利用してください。

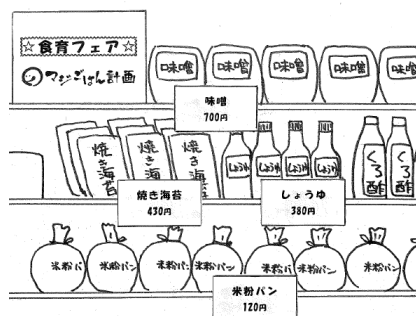


2. 個別商品の販売に直接関連する場合

(1) 小売店舗や外食店等での利用

マジごはん計画の趣旨に沿った取組を実施する小売店や外食店等で利用してください。

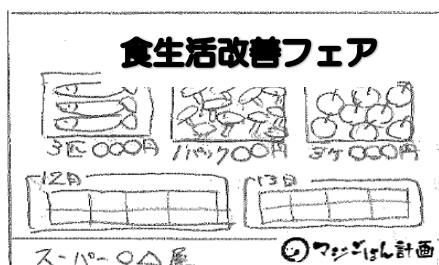
ただし、マークは個別の商品やサービスの品質を保証していると誤認させるような利用はできません。



(2) チラシ等での利用

マジごはん計画の趣旨に沿った取組に関するチラシ、広告、WEBサイト、メニュー等に利用してください。

ただし、マークは個別の商品やサービスの品質を保証していると誤認させるような利用はできません。



3. マークの趣旨説明

マジごはん計画について、その趣旨等を表示してください。

例：「マジごはん計画とは、若い世代に対して食について考える機会を提供し、食の大切さへの理解を促すとともに、作り手に対しても消費者の食生活改善に資する取組を促すことを目的として農林水産省が推進している取組です。」

4. その他

企業・団体における食堂など事務所内での表示、名刺等に利用してください。

※ 上記以外の利用方法については、農林水産省にご相談ください。

のマジギョん計画